

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

山梨県障害者自立支援協議会 地域移行部会の取組

1 精神障害にも対応した重層的な地域包括ケアシステムの協議の場の充実

① 地域格差のない支援体制の構築

- ・市町村や圏域による支援体制の格差を減らし、協議の場の活性化を目指す
- ・R5 より富士・東部圏域の地域協議会へ県部会員を派遣。障害者基幹相談支援センターを中心にコア会議を立ち上げ、圏域内市町村の地域診断及び課題抽出作業を実施
- ・R7も引き続き、富士北麓圏域の地域移行部会に県部会員を派遣（準備会も含め計8回）し、地域診断等への助言を実施

② 県、圏域、市町村、各協議の場を連動

- ・より広域的課題を解決に導くため、市町村単位で解決できない課題が発生した際に、県自立支援協議会から圏域の協議会に問題提起し、圏域で状況を把握し協議できるよう部会員を派遣

③ 途切れないにも包括の体制づくり

- ・「精神障害者地域包括ケアシステム市町村担当者説明会」（R7.5.14）
- ・協議会を担当する行政担当者が協議の場の設置や運営も含め円滑に事業を推進できるよう、にも包括の基礎的な知識の習得を目的に開催

2 重層的な相談支援体制整備、地域生活拠点事業等と連動した相談支援・連携体制の構築

○ 「精神障害者地域包括ケアシステム関係者研修会」の開催（R7.10.1）

- ・精神保健に関する支援は、高齢、母子、若年層などあらゆる世代で必要な状況となっており、地域における包括的な相談支援体制構築の更なる構築が求められている。さらに、重層的相談支援体制整備事業、地域生活拠点事業との連動など、他の整備体制との連動も重要となっていることから、他分野とより一層重なり合いながら体制整備を構築することを目的に研修会を開催。小さな行政単位でも意欲的に取り組んでいる事例に学び、個別事例から体制づくりにつながるグループ討議を開催

3 入所施設職員・相談支援専門員の意識改革の必要性

○ 入所施設管理者・相談支援専門員向け研修会の実施（R8.3 予定）

- ・入所施設の長期利用者の地域移行を進めるため、職員の知識や技術の獲得を目的とした研修を知的障害者支援協会と協力し企画。今年度より県障害福祉課の参画も要請し企画。

4 ピアサポートの充実

① 「障がい者ピアサポーター養成研修」基礎研修（R8.1）専門研修（R8.1）

② ピアサポーターの活動の場の拡充（協議の場への参画、ピアカウンセリング活動等）

5 地域生活を継続していく中で必要とされる権利擁護機能へのスムーズなアクセス

- R3年の本審議会の意見を踏まえ自立支援協議会内に「成年後見利用促進ワーキング」を設置
- 具体的な人材育成やニーズ調査を実施し、調査結果を提言として県及び市町村に発信
- R7年は、R3年のニーズ調査についてのモニタリングを実施、R3年の結果と比較検討し、権利擁護機能充実に向け、中核機関の設置等について働きかけを検討（ワーキング3回）

6 障害者の住まいの確保（公営、民間）

- 長期入院者や施設利用者の地域移行については、住まいの確保が課題
- R6年に住まいの確保に関するアンケートの実施と分析、R7年はアンケート結果や課題を県建築住宅課及び居住支援協議会（R7.8）と共有。保証人の確保、貸主の障がい理解等、共通する課題もあるが、地域の事情により課題が異なる現状もあることから、居住支援法人と連携、協働し、圏域ごとに協議の場を設置することを検討
- 現在の課題は、居住支援法人の数が少ない点（5法人）

7 精神科に入院する患者さんの生活の質の向上（入院者訪問支援事業）

- 精神科病院に入院している患者さんが、医療機関以外の人と接触する機会を増やし、孤立感や自尊心の低下を防ぐ必要があることから、R6年4月に法定化
- 山梨県では、R8年度から入院者訪問支援事業開始予定。県部会員が実務者会議（4回）、研修会（R7.12）へ協力